

【2011年6月3日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第37号 ■

東日本大震災の被災地域の事業所に
保険料の免除など新たな特例措置

『東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律』が5月2日に公布・施行され、以下の特例措置を取っています。

1. 被災地域の事業所において、賃金の支払いに著しい支障(※1)が生じている場合、申請により、最長1年間、社会保険料、子ども手当の事業主拠出金、労働保険料を免除します。
2. 被災地域の事業所において、賃金に著しい変動(※2)が生じた場合、その月から社会保険の標準報酬月額を改定することができます。

(※1) 著しい支障とは、おおむね半数以上の被保険者に賃金を支払っていないなどの場合が該当します。

(※2) 著しい変動とは、賃金を支払っていないか、標準報酬月額等級が2等級以上変動した場合などが該当します。

【社会保険料等の特例措置について】

- ・ 特例措置に関するお知らせ（日本年金機構）

http://www.nenkin.go.jp/new/topics/shinsai/0513_01.pdf

- ・ 具体的な要件と手続き方法（日本年金機構）

http://www.nenkin.go.jp/new/topics/shinsai/0513_02.pdf

※医療保険の保険料に関する特例措置の具体的な手続きについては、ご加入の医療保険に応じて日本年金機構、健康保険組合、または、共済組合へお問い合わせください。

【労働保険料の特例措置について】

・ 特例措置に関するお知らせ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014uzs-att/2r9852000001d6aw.pdf>

※具体的な手続きについては、最寄りの都道府県労働局、または、労働基準監督署にお問い合わせください。

-
- ★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>
 - ★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
 - ★注意事項についてはこちらをご覧ください。
<http://merumaga.mhlw.go.jp/>
 - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより引用、転載、複製を行うことができます。
-